

令和2年度人事院政策評価結果

		政策所管部局	公平審査局																				
政 策	5 公平審査の適正かつ円滑な実施																						
目 標	<p>(政策目標) 各事案について、適正な手続にのっとり、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。</p> <p>(具体的取組) 公平審査の適切かつ迅速な処理は、職員の利益はもとより、人事行政の適正な運営、ひいては公務の公正かつ能率的な運営の確保のためにも常に求められる。このため、事案の整理、調査範囲の検討等を十分に行った上で、当事者との緊密な連絡・打合せ、当事者による主張・立証のための行為の促進、的確な審理指揮等により迅速かつ計画的な集中審理を行うとともに、請求者の主張が多岐にわたるなど事実認定を慎重に行う必要があるような事案については、両当事者の主張を十分に確認するなど丁寧な審査に努める。 令和2年度においては、公平審査を適切かつ迅速に実施し、できるだけ早期に判定を発出するよう努め、受付から1年以内に処理した件数の割合を60%以上（不利益処分審査請求事案については75%以上）にする。また、結審等から4か月以内に判定等を行った件数の割合を70%以上にする。</p>																						
具体的取組結果	<p>《取組内容1》必要十分な主張・立証活動の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理を円滑に実施する取組として、事案の進行計画を作成し、それに沿ってスケジュールを管理しながら、当事者の主張・立証活動を促し、必要十分な調査を効率的に行うよう努めた。 なお、一部の事案については、公平審査制度の趣旨に鑑み、請求者・申立人の事情等に配慮して、主張・立証活動等のための期間を十分に設け慎重かつ丁寧な審査に努めた。 <p>《取組内容2》事案の計画的な進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続の進捗管理等を十分に行い、適切に審理をし、結審等の後、速やかに判定案作成を行った。その結果、令和2年度末における全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合は62.0%（79件中49件）（不利益処分審査請求事案については56.5%（23件中13件））、令和2年度末における全判定件数に占める結審等から4か月以内に判定等を行った件数の割合は62.5%（40件中25件）となった。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成30年度</th> <th style="text-align: center;">令和元年度</th> <th style="text-align: center;">令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合</td> <td style="text-align: center;">72.3% (47件中34件)</td> <td style="text-align: center;">48.0% (25件中12件)</td> <td style="text-align: center;">62.0% (79件中49件)</td> </tr> <tr> <td>不利益処分審査請求事案の全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合</td> <td style="text-align: center;">76.9% (13件中10件)</td> <td style="text-align: center;">66.7% (6件中4件)</td> <td style="text-align: center;">56.5% (23件中13件)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成30年度</th> <th style="text-align: center;">令和元年度</th> <th style="text-align: center;">令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全判定件数に占める結審等から4か月以内に判定等を行った件数の割合</td> <td style="text-align: center;">79.3% (29件中23件)</td> <td style="text-align: center;">66.7% (15件中10件)</td> <td style="text-align: center;">62.5% (40件中25件)</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合	72.3% (47件中34件)	48.0% (25件中12件)	62.0% (79件中49件)	不利益処分審査請求事案の全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合	76.9% (13件中10件)	66.7% (6件中4件)	56.5% (23件中13件)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	全判定件数に占める結審等から4か月以内に判定等を行った件数の割合	79.3% (29件中23件)	66.7% (15件中10件)	62.5% (40件中25件)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度																				
全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合	72.3% (47件中34件)	48.0% (25件中12件)	62.0% (79件中49件)																				
不利益処分審査請求事案の全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合	76.9% (13件中10件)	66.7% (6件中4件)	56.5% (23件中13件)																				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度																				
全判定件数に占める結審等から4か月以内に判定等を行った件数の割合	79.3% (29件中23件)	66.7% (15件中10件)	62.5% (40件中25件)																				

<p>測定指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合 (期間の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策によって調査等を中断した期間を除く。) 令和2年度末における上記割合は62.0%、不利益処分審査請求事案については56.5%となった。 全判定件数に占める結審等から4か月以内に判定等を行った件数の割合 令和2年度末における上記割合は62.5%となった。
<p>達成度の評価</p>	<p>《評価》相当程度進展あり</p> <p>《目標達成度の判断理由》 全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合については、上記のとおり目標数値を達成した。加えて、当該件数は、例年と比較して大幅に増加した。 他方、全判定件数に占める結審等から4か月以内に判定等を行った件数の割合については、目標数値を下回ったものの、当該件数は、例年と比較して大幅に増加した。 なお、全処理件数に占める受付から1年以内に処理した件数の割合について、請求者・申立人の事情等に配慮し、より慎重な審査が必要な事案については、可能な限り速やかな処理に努めつつも、目標に照らし、主張・立証期間を通常より長く取る等の対応をしたものが8件(うち不利益処分審査請求事案については4件)あり、また、平成30年度以前に受け付けた事案(令和2年度当初から、期限内の処理ができないことが明らかであった事案)を11件(同3件)処理している。 以上を踏まえ、令和2年度における政策は、相当程度進展ありと判断した。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>《取組内容1について》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事案の進行計画を作成し、それに沿ったスケジュール管理を徹底しながら、当事者の主張・立証活動を促し、必要十分な調査を効率的に行うよう努めただけでなく、請求者・申立人の事情に配慮し、両当事者の主張を丁寧に確認し、慎重な審査に努めたことにより、事案の適切かつ迅速な処理が図られ、当初目標の達成において有効に寄与したと考えられる。 <p>《取組内容2について》</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続の進捗管理等を十分に行い、適切・迅速に審理し、結審後、速やかに判定案作成を行ったことにより、事案処理の促進と判定のできる限り速やかな発出を努めたことから、当初目標の達成はできなかったものの、平成30年度以前に受け付けた事案の処理を含めて、目標にできる限り近い期間での処理に向けて有効に寄与したと考えられる。 <p>《その他(外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響)》</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に処理した事案のうち、新型コロナウイルス感染症対策によって調査等を中断(審理や事実調査の延期、書面調査の回答期限の延期)した事案は、不利益処分審査では4件、給与決定審査申立では4件、災害補償審査申立では4件であった。
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<p>引き続き、当事者の主張を踏まえて必要十分な調査を進め、効率的かつ的確な事実認定を行うことなどにより、公平審査の適正かつ円滑な実施を進めることが必要である。令和2年度の結果からも進捗管理の徹底等が迅速な審理手続の実現に相当程度寄与したことを踏まえ、引き続き、進捗管理の徹底と速やかな判定案作成に取り組んでいく。</p> <p>《取組内容1》</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事案の進行計画を作成し、それに沿ってスケジュールを管理しながら、当事者の主張・立証活動を促し、必要十分な調査を効率的に行うよう努める。 その際、請求者・申立人の事情等に配慮し、より慎重な審理が必要と見込まれる事案については、引き続き、主張・立証活動等のための期間を十分に設け慎重かつ丁寧な審査を行う必要がある。

	<p>《取組内容2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、争点・論点等の整理や審理手続の進捗管理等を十分に 行い、適切・迅速に審理をし、結審後、速やかに判定案作成を行う。 <p>《測定指標（ある場合に記入）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付から1年以内の処理件数割合に係る測定指標については、令 和元年度新設の目標のため、令和3年度も引き続き測定指標として 設定しつつ、請求者・申立人の事情等に配慮し、当事者の主張・立 証活動の期間を十分設け、慎重かつ丁寧な審査を行った結果、目標 を達成できなかったものについては、その要因を検証する。
<p>有識者の意見</p>	<p>○ 事案審理においては、最初の段階で幹部職員も含めて情報を共有 し、調査方針等について検討を行うなどの予備的な処理を行い、関 係者の考え方をまとめていくという努力をされたのは、事案の早期 処理のために非常に効果的だったと思う。</p>